

## 八王子市告示第 84 号

悪臭防止法(昭和 46 年法律第 91 号。以下「法」という。)第 3 条の規定に基づく悪臭の規制地域及び当該地域における法第 4 条の規定に基づく悪臭の規制基準を平成 24 年 4 月 1 日に定めたので法第 6 条に基づき告示する。

平成 24 年 4 月 2 日

八王子市長

石森 孝志

### 1 規制地域

八王子市の区域

### 2 規制基準

(1) 法第 4 条第 2 項各号の規定により定める規制基準を適用する区域は、1 に掲げる規制地域全域とし、次に掲げるところにより区分する。

ア 第 1 種区域 都市計画法(昭和 43 年法律第 100 号)第 8 条第 1 項第 1 号の規定により定められた第 1 種低層住居専用地域、第 2 種低層住居専用地域、第 1 種中高層住居専用地域、第 2 種中高層住居専用地域、第 1 種住居地域、第 2 種住居地域及び準住居地域並びに同号の規定による用途地域として定められていない地域であつて第 2 種区域及び第 3 種区域に該当する区域を除く区域

イ 第 2 種区域 都市計画法第 8 条第 1 項第 1 号の規定により定められた近隣商業地域、商業地域及び準工業地域並びにこれらの地域に接する地先及び水面

ウ 第 3 種区域 都市計画法第 8 条第 1 項第 1 号の規定により定められた工業地域及び工業専用地域並びにこれらの地域に接する地先及び水面

(2) 法第 4 条第 2 項第 1 号の規定により定める規制基準は、別表第 1 のとおりとする。

(3) 法第 4 条第 2 項第 2 号の規定により定める規制基準は、(2)に定める規制基準の値を基礎として、悪臭防止法施行規則(昭和 47 年総理府令第 39 号)第 6 条の 2 に定める方法により算出する臭気排出強度又は臭気指数とする。ただし、排出口の実高さは 15 メートル以上であつて、環境大臣が定める方法により算出される周辺最大建物の高さの 2.5 倍未満である施設にあつては別表第 2 のとおりとし、排出口の実高さが 15 メートル未満の施設にあつては別表第 3 のとおりとする。

(4) 法第 4 条第 2 項第 3 号の規定により定める規制基準は、別表第 4 のとおりとする。

#### 別表第 1

区域の区分	規制基準
第 1 種区域	臭気指数 10
第 2 種区域	臭気指数 12
第 3 種区域	臭気指数 13

別表第 2

区域の区分	規制基準
第 1 種区域	$q_t = 275 \times H_o^2$
第 2 種区域	$q_t = 436 \times H_o^2$
第 3 種区域	$q_t = 549 \times H_o^2$
この式において、 $q_t$ 及び $H_o$ は、それぞれ次の値を表すものとする。	
$q_t$ 排出ガスの臭気排出強度 (単位 温度零度、圧力 1 気圧の状態に換算した立方メートル毎分)	
$H_o$ 排出口の実高さ (単位 メートル)	

別表第 3

## 1 排出口の口径が 0.6 メートル未満の場合

区域の区分	規制基準
第 1 種区域	臭気指数 31
第 2 種区域	臭気指数 33
第 3 種区域	臭気指数 35

## 2 排出口の口径が 0.6 メートル以上 0.9 メートル未満の場合

区域の区分	規制基準
第 1 種区域	臭気指数 25
第 2 種区域	臭気指数 27
第 3 種区域	臭気指数 30

## 3 排出口の口径が 0.9 メートル以上の場合

区域の区分	規制基準
第 1 種区域	臭気指数 22
第 2 種区域	臭気指数 24
第 3 種区域	臭気指数 27

別表第 4

区域の区分	規制基準
第 1 種区域	臭気指数 26
第 2 種区域	臭気指数 28
第 3 種区域	臭気指数 29

なお、関係図面は、環境部環境保全課に備え置いて一般の縦覧に供する。

(問い合わせ先)  
 環境部環境保全課  
 電話 042-620-7255 (直通)